第三百八十九条の見出し中「木材専門官」を「木材製品技術室並びに木材専門官」に改め、同条第一項中「木材専門官二人」を「木材製品技術室並びに木材専門官一人」に改め、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「、命を受けて」を削り、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　木材製品技術室は、木材の生産に関する技術開発及び調査に関する事務をつかさどる。

3　木材製品技術室に、室長を置く。

第三百九十一条の見出し中「、森林総合利用・山村振興室」を削り、「森林生物多様性専門官」を「入札契約技術企画官」に、「森林環境教育推進官」を「森林保険企画官、保険管理官、数理官、森林保険損害評価官」に改め、同条第一項中「、森林総合利用・山村振興室」を削り、「森林生物多様性専門官」を「入札契約技術企画官」に、「森林環境教育推進官」を「森林保険企画官一人、保険管理官一人、数理官一人、森林保険損害評価官」に改め、同条第二項中「第八項及び第十一項」を「第六項、第九項及び第十項」に改め、同条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項から第十項までを二項ずつ繰り上げ、第十一項を削り、第八項の次に次の一項を加える。

9　入札契約技術企画官は、森林資源に関する全国計画に関する事務のうち造林、林道事業及び治山事業の工事並びに工事のための調査、測量及び設計についての契約に必要な専門技術上の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第三百九十一条中第十二項を第十項とし、第十三項を削り、第十五項を第十六項とし、第十四項を第十五項とし、第十項の次に次の四項を加える。

11　森林保険企画官は、森林保険に関する総合的な企画及び立案並びに推進に関する事務を行う。

12　保険管理官は、森林保険に関する重要事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

13　数理官は、森林保険の数理及び統計についての企画に関する事務を行う。

14　森林保険損害評価官は、森林保険の目的となっている森林についての損害の評価に関する事務を行う。

第三百九十一条の次に次の一条を加える。

（山村振興・緑化推進室並びに森林保全推進官、森林吸収源情報管理官、環境保全専門官、森林生物多様性専門官、森林環境教育推進官及び森林ボランティア企画官）

第三百九十一条の二　森林利用課に、山村振興・緑化推進室並びに森林保全推進官、森林吸収源情報管理官、環境保全専門官、森林生物多様性専門官、森林環境教育推進官及び森林ボランティア企画官それぞれ一人を置く。

2　山村振興・緑化推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　山村の総合的な振興計画の作成及び実施についての指導及び助成に関すること（整備課の所掌に属するものを除く。）。

二　山村に滞在しつつ行う林業の体験その他の山村と都市との地域間交流に関すること。

三　国土緑化の推進に関すること。

3　山村振興・緑化推進室に、室長を置く。

4　森林保全推進官は、森林に関する環境の保全に関する重要事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

5　森林吸収源情報管理官は、森林による温室効果ガスの排出及び吸収に関する重要事項についての調査、企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

6　環境保全専門官は、森林に関する環境の保全に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

7　森林生物多様性専門官は、森林に関する生物の多様性の確保に関する専門技術上の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

8　森林環境教育推進官は、森林環境教育の推進に関する企画及び連絡調整に関する事務を行う。

9　森林ボランティア企画官は、国民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う森林の整備及び保全に関する活動の促進についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第三百九十二条の見出し中「並びに」の下に「森林資源循環施業推進官、」を加え、同条第一項中「並びに」の下に「森林資源循環施業推進官一人、」を加え、同条第二項第三号中「（林業種苗に関することを除く。第四項において同じ。）」を削り、同条中第九項を第十項とし、第四項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4　森林資源循環施業推進官は、民有林野に係る森林施業の循環的な実施の促進に関する重要事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第三百九十四条の見出しを「（技術開発推進室及び森林保護対策室並びに研究企画官、首席研究企画官、国際研究連絡調整官、放射性物質影響評価官、森林除染技術専門官、森林・林業技術者育成対策官、森林保全専門官、防除技術専門官及び林木育種専門官）」に改め、同条第一項中「研究・保全課」を「研究指導課」に改め、「、森林保全推進室」及び「、森林吸収源情報管理官一人」を削り、「国際研究連絡調整官一人」の下に「、放射性物質影響評価官一人」を加え、「環境保全専門官」を「森林・林業技術者育成対策官」に、「、林木育種専門官一人、森林ボランティア企画官一人、保険管理官一人、数理官一人、森林保険損害評価官一人及び森林保険企画官」を「及び林木育種専門官」に改め、同条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項から第九項までを二項ずつ繰り上げ、第十項を削り、第十一項を第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　放射性物質影響評価官は、放射性物質が森林資源に及ぼす影響に関する重要事項についての調査、評価、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第三百九十四条第十二項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11　森林・林業技術者育成対策官は、森林及び林業に関する技術者の育成に関する重要事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第三百九十四条中第十三項を削り、第十四項を第十二項とし、第十五項を第十三項とし、第十六項を第十四項とし、第十七項から第二十一項までを削る。

第三百九十五条の見出しを「（福利厚生室並びに企画官、管理官、災害補償専門官、厚生専門官及び営繕専門官）」に改め、同条第一項中「監査室」を「福利厚生室」に、「一人、監査官八人及び管理官四人」を「四人、管理官二人、災害補償専門官一人、厚生専門官一人及び営繕専門官一人」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　福利厚生室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　林野庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生及び災害補償に関すること。

二　国家公務員共済組合法第三条第二項第三号の規定により農林水産省に設けられた共済組合に関すること。

三　林野庁の職員（独立行政法人森林総合研究所の職員を含む。）に貸与する宿舎に関すること。

四　林野庁所属の建築物の営繕に関すること。

第三百九十五条第三項中「監査室」を「福利厚生室」に改め、同条第四項中「企画官は」の下に「、命を受けて」を加え、同条第五項を削り、同条第六項中「、予算及び決算又は国有林野事業における契約の適正化」を削り、同項を同条第五項とし、同条に次の三項を加える。

6　災害補償専門官は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の規定による補償に関する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

7　厚生専門官は、国家公務員共済組合法の規定による長期給付に関する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

8　営繕専門官は、林野庁所属の建築物の営繕工事に関する専門技術上の事項についての調査及び指導並びに営繕工事の設計及び施工の監督に関する事務を行う。

第三百九十六条の見出し及び同条第一項中「情報管理室」を「国有林野総合利用推進室及び国有林野生態系保全室」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　国有林野総合利用推進室は、国有林野の森林資源の総合的な利用に関する事務をつかさどる。